



NANKOKU CITY

南国市

人権施策推進基本計画

計画期間：令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで

一人ひとりが思いやりの心を持ち
互いの人権が尊重される心豊かなまちなんこく



概要版

南国市

✿ 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

- 南国市においては、様々な人権施策を推進してきましたが、今以上に、一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまちの実現を図るため、「南国市人権を尊重するまちづくり条例」第7条の規定に基づき「南国市人権施策推進基本計画」を策定します。

✿ 人権に関する市の取組

年月	内容
令和3（2021）年9月	「南国市人権を尊重するまちづくり条例」の制定
令和4（2022）年3月	「第2次南国市男女共同参画推進計画 女性活躍推進計画」の策定
令和4（2022）年9月	「南国にじいろ宣言」
令和4（2022）年11月	「南国市パートナーシップ登録制度」の創設

1. 人権啓発活動

《これまでの主な取組》

人権パネル展・人権カレンダー

7月の「部落差別をなくする運動」強調旬間にあわせて「人権パネル展」を毎年開催し、人権をテーマにした子どもたちの作品を展示しています。12月の「人権週間」にはその作品を掲載した人権カレンダーを作成し市民、関係団体、学校等に配布しています。



スマイリーハート人権講座

高知県が掲げる人権課題の中から4テーマを選び、専門の講師による人権講座を開催しています。（市民及び市職員対象として毎年開催）

2. 人権教育

- 学校教育では、人権教育を総合的に推進するとともに、幼稚園・学校における人権教育の取組が家庭や地域に広がるよう、人権意識の高揚と啓発、児童生徒への指導に努めています。
- 生涯教育では、すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」をめざし、あらゆる人権課題の解決に向けた人権教育を推進するとともに、性別による不平等を許さない社会づくりに取り組んでいます。

人権教育のあゆみ

保育所、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、人権教育の実践の成果をまとめた「人権教育のあゆみ」を毎年作成しています。

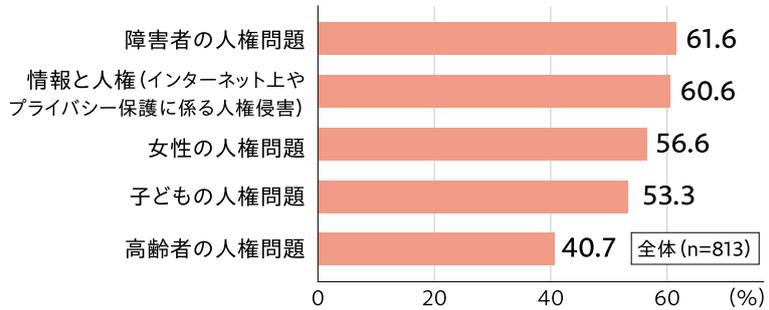
☆ 人権に関する意識

(1) 市民意識調査の結果

計画策定に当たり、人権に関する市民意識調査を実施しました。(アンケート結果抜粋)

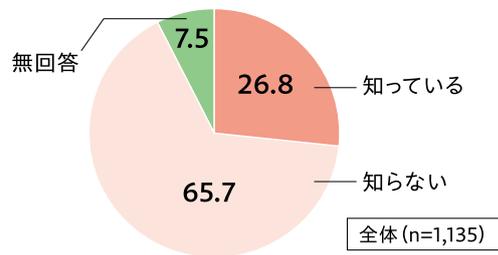
①人権問題で関心のある分野は何か。【複数回答可】

※グラフは上位5番目まで。



②人権に関する悩みや困り事を相談できる公的な機関や窓口を知っているか。

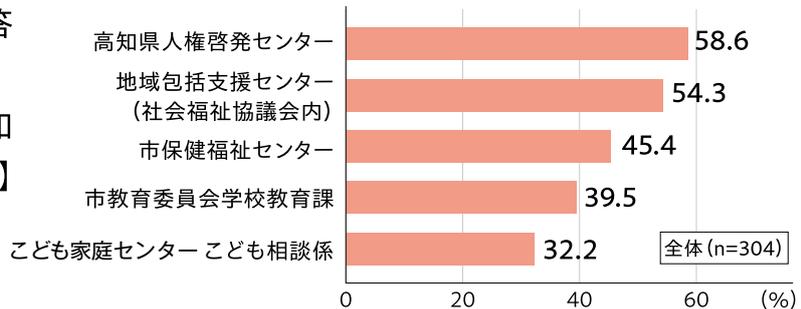
※グラフは上位5番目まで。



③【②で「知っている」と答えた方のみ】

どの相談機関や窓口を知っているか。【複数回答可】

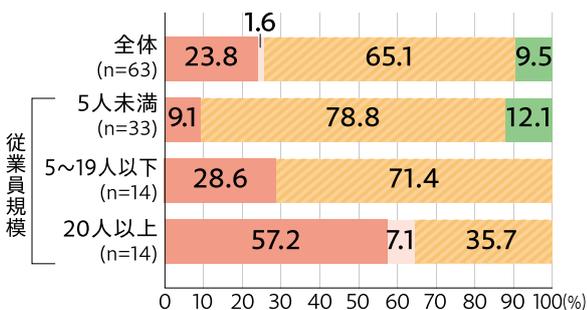
※グラフは上位5番目まで。



(2) 事業所調査の結果

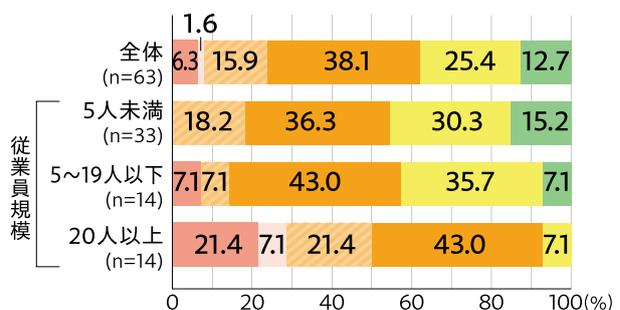
計画策定に当たり、市内に事業所を構える企業にも調査を実施しました。(アンケート結果抜粋)

①職場におけるハラスメントなど人権に関する相談窓口を設置しているか。



■ 社内に設置 ■ 社外に委託 ■ 設置していない ■ 無回答

②貴事業所では従業員に対して「人権研修」を行ったことはあるか。



■ 毎年、行っている ■ 数年に1回は行っている ■ 考えてはいるが、行ったことはない ■ 行ったことはないが、今後考えていきたい ■ 必要だと思わない ■ 無回答

✧ 計画の施策体系

基本理念

一人ひとりが思いやりの心を持ち
互いの人権が尊重される
心豊かなまち なんこく

- ①人権感覚・人権意識の醸成
- ②人権侵害を防止する環境づくり
- ③相談支援体制の充実

✧ 施策の展開

1 人権施策全般について

1-1 人権啓発・教育

- 人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。市民一人ひとりが人権問題に対する意識・感性を高めていく必要があります。
- ◆様々な場を通して、人権教育や人権に関する啓発に取り組み、互いの立場を尊重できる環境づくりをめざします。

【施策項目】

- (1) 市民への啓発活動
- (2) 人材の育成
- (3) 人権学習の推進
- (4) 職員研修の充実

1-2 相談支援体制

- 人権が侵害されるなどの困り事があれば相談できるような体制づくりと、国・県の相談機関や人権擁護委員による相談事業との連携を深める必要があります。
- ◆人権相談窓口の広報・周知に努めるとともに、人権に関する相談支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

【施策項目】

- (1) 相談窓口の周知と
相談支援体制の充実
- (2) 人権侵害事案への
体制強化

2 分野別施策について

2-1 女性

- 男女平等は進んでいますが、現実的には固定的な性別役割分担意識が社会に残っています。また性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力(DV)、職場における各種ハラスメント等新たな問題も発生しています。
- ◆ 女性の人権と尊厳が重んじられ、女性であることを理由に社会における活動が制約されることのない社会をめざします。

【施策項目】

- (1) 男女の人権を尊重する意識の向上
- (2) 男女共同参画に関する学習の推進
- (3) 女性登用の推進
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 子育てに関する相談支援体制の充実
- (6) あらゆる暴力からの保護
- (7) 女性の人権に配慮した防災・防犯体制の整備

2-2 子ども

- インターネット等の普及により、犯罪に巻き込まれるケースや、ゲームやスマートフォン依存等、子どもの健全な成長に深刻な影響を及ぼすケースがあります。また、いじめや不登校、児童虐待や性犯罪、ヤングケアラー、子どもの貧困等への対応が急がれます。
- ◆ 「南国市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの置かれている状況や子どもの人権の尊重・保護に向けた取組を推進し、子どもが健全に育成できる環境づくりをめざします。

【施策項目】

- (1) 子どもの人権に関する教育・啓発
- (2) 子どもが健全に成長できる環境づくり
- (3) 子どもの虐待やいじめの防止
- (4) 特別支援教育の充実と人権啓発
- (5) 家庭教育の支援
- (6) 厳しい家庭環境にある子どもへの支援

2-3 高齢者

- 高齢者への虐待や権利擁護に関する課題解決に向けた取組を進めるとともに、高齢者が元気でいつまでも暮らせる環境づくりや高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりを強化する必要があります。
- ◆ 「南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等の個別計画に基づいた各種施策の推進に努めることにより、高齢者の人権の尊重に向けた取組を推進し、高齢者が生きがいを持って安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

【施策項目】

- (1) 高齢者福祉と介護保険サービスの充実
- (2) 介護予防事業の充実
- (3) 高齢者の権利擁護の推進
- (4) 防災・防犯対策の充実
- (5) 高齢者の社会参加の促進

2-4 障害者

- 障害のある人にとっての社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために、障害のある人とともに考え、住みよい社会づくりを進めていく必要があります。
- ◆ 「南国市障害者基本計画」、「南国市障害福祉計画」、「南国市障害児福祉計画」等の個別計画に基づいた各種施策の推進に努めることにより、障害者の人権の尊重・保護に向けた取組を推進するとともに、障害者が社会参加及び就労支援等により、個性や能力を十分に発揮しながら安全・安心に暮らせる社会の実現をめざします。

【施策項目】

- (1) 合理的配慮が行き届いたまちづくり
- (2) 交流・参加できる機会づくり
- (3) 障害者の自己選択の尊重
- (4) 障害者の権利擁護の推進
- (5) 防災・防犯対策の充実
- (6) 就労支援の充実
- (7) 優しいまちづくりの推進

2-5 同和問題

- 同和問題（部落差別）とは日本固有の人権問題であり、差別的言動や落書き等の事案は依然として発生しています。また、インターネットを利用して差別を助長するような悪質な書き込みも発生しています。
- ◆ 同和教育や人権教育を積極的に行い、正しい認識と理解を深め、差別のない社会の実現をめざします。

【施策項目】

- (1) 同和問題に関する教育・啓発の推進

2-6 感染者等

- ハンセン病やHIV（ヒト免疫不全ウイルス）をはじめとする様々な感染症等にかかった患者やその家族等に対して、誹謗中傷、差別、いじめ等の人権侵害が発生しています。
- ◆ 感染症に対する正しい知識と認識の普及・啓発を推進し、偏見や差別のない社会をめざします。

【施策項目】

- (1) 感染者等の人権擁護の推進

2-7 外国人

- 言語、文化、生活習慣の違い等による理解不足などから外国人に対する偏見や人権侵害につながる場合があります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。
- ◆ 国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化や価値観を認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていこうとする多文化共生の地域づくりをめざします。

【施策項目】

- (1) 外国人が安心して暮らせる社会づくり

2-8 犯罪被害者等

- 犯罪被害者やその家族が、うわさや誹謗中傷、配慮に欠けた言動、取材等によってプライバシーや人権が侵害されるなど、二次被害を受ける問題が発生しています。
- ◆ 犯罪被害者等に関するプライバシーや人権が確保され、正しい知識や理解を深めるよう啓発を行い、犯罪被害者等が安心して生活できる社会をめざします。

【施策項目】
(1) 犯罪被害者等の
人権の擁護

2-9 インターネット

- インターネットやSNS等による匿名性を悪用した誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現等は人権を侵害する行為であり、社会的に大きな問題となっています。
- ◆ インターネットやSNS等に関する正しい知識の普及・啓発と情報モラルに関する啓発を推進し、だれもが被害者にも加害者にもならない社会をめざします。

【施策項目】
(1) インターネット・
SNS等による人権
侵害への対応

2-10 災害と人権

- 災害時に、長期化する避難生活でのストレスやプライバシーの侵害等のほか、避難所運営等で女性、高齢者、障害者等に対して配慮が行き届かない事例が報告される等、災害時における人権問題が顕在化しています。
- ◆ 災害時の支援体制を強化するとともに、避難所等における人権への配慮がされた生活環境の確保をめざします。

【施策項目】
(1) 災害時の
人権への対応

2-11 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

- 性的マイノリティ (LGBTQ+) とされる人たちは、無理解や偏見、孤立等、周囲の差別的な言動に苦しみや生きづらさを感じていることが少なくありません。
- ◆ 多様性を認め合う社会、誰もが住みやすいまちの実現をめざします。

【施策項目】
(1) 性的マイノリティ
(LGBTQ+) の人権
の擁護

2-12 様々な人権課題

- 優越的な関係を背景とした言動による人権侵害 (ハラスメント) が顕在化しています。また、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、人身取引等、社会情勢を背景とした様々な問題が存在しています。
- ◆ あらゆる人権が保障されるよう、国や高知県の動向にあわせて、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めます。

【施策項目】
(1) 様々な人権課題へ
の対応

✿ 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

「南国市人権を尊重するまちづくり条例」に則り、様々な人権問題の解決に向け、各部署の横断的な連携、緊密な調整を図りながら、人権関連の各施策の推進に取り組みます。

(2) 関係機関・団体等との連携

人権関連の各施策を効果的に推進するため、国・高知県をはじめ、人権擁護委員協議会、民生児童委員協議会等、関係機関・団体等との連携・協力体制の充実・強化を図ります。

また、企業や市民団体等の人権に関わる自主的な活動を支援するとともに、各団体等との連携を図り、本計画の実効性を高めるよう努めます。

✿ 相談窓口一覧

南国市総務課じんけん係		【受付時間】 平日：午前8時30分～午後5時15分
人権相談（人権擁護委員による）	☎ 088-880-6583	毎月20日（場所／社会福祉センター） （ただし、土日祝の場合は翌平日） ※市広報をご確認ください。
みんなの人権 110 番（法務省）	☎ 0570-003-110	
こどもの人権 110 番（法務省）	☎ 0120-007-110	【受付時間】 平日：午前8時30分～午後5時15分
女性の人権ホットライン（法務省）	☎ 0570-070-810	

こどもの人権 SOS ミニレターとは？

法務省の人権擁護機関では学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談することができないこどもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。



南国市人権施策推進基本計画【概要版】

●発行 南国市総務課 ●TEL 088-863-2111(代表)